

滋ト協第132号
平成21年5月19日

会 員 各 位

社団法人 滋賀県トラック協会
会 長 竹 備 富 明

国内における新型インフルエンザ発生の対応について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記インフルエンザについて、ご承知のとおり去る5月16日に国内での発生が確認されたことから、国土交通省自動車交通局安全政策課長から全日本トラック協会会長宛に同日付でこの対応策についての通達が発出されました。

これを受け、全日本トラック協会から当協会に、当該通達の周知徹底依頼がありましたので取り急ぎお知らせいたします。

会員各位におかれましては、下記事項の取り組みと措置を講じられますようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 輸送力の確保等事業継続に向けた取り組みを行うこと。
2. 事務所・職場等における感染拡大を防止するため、患者や濃厚接触者が活動した地域等において、次の措置を講ずること。
 - (1) 外出に当たっては、人混みをなるべく避けるとともに、手洗い、込み合った場所でのマスク着用、咳エチケットの徹底、うがい等呼びかける。
 - (2) 事業者や学校に対し、時差通勤・時差通学、自転車通勤・通学等を容認するなど従業員や児童・生徒等の感染機会を減らすための工夫を検討するよう要請する。
 - (3) 集会、スポーツ大会等については、一律の自粛要請は行わないが、主催者に対し、感染の広がりを考慮し、当該集会等の開催の必要性を改めて検討するとともに、感染機会を減らすための工夫を検討するよう要請する。
 - (4) 学校(大学を除く。以下同じ)・保育施設等については、児童・生徒等を通じて感染源となりやすいことから、発生した患者が学校・保育施設等に通う児童・生徒等である場合、人口密度や生活圏域等を考慮しつつ、原則として、市区町村の一部又は全域、場合によっては都道府県全域の学校・保育施設等の臨時休業を要請する。また、発生した患者が児童・生徒等以外である場合であっても、二次感染が生じ、さらに感染拡大のおそれがあるときは、同様に、学校・保育施設等の臨時休業を要請する。なお、臨時休業は、基本的には、発生段階が回復期に至るまでは継続することになるが、疫学的情報を踏まえ、各都道府県において1週間ごとに検討を行う。大学に対しては、休業も含め、できる限り感染が拡大しないための運営方法を工夫するよう要請する。

なお、従業員の子ども等が通う保育施設等が臨時休業になった場合における当該従業員の勤務について、事業者に対し、配慮を行うよう要請する。
 - (5) 事業者については、事業運営において感染機会を減らすための工夫を検討するよう要請する。